

# 9条 集団的自衛権禁じぬ

## 安保法制懇 報告書全容判明

# 密接な国攻撃など行使条件

政府の有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」がまとめた報告書の全容が8日、明らかになった。憲法解釈について「憲法第9条は集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁するものではない」と明記。集団的自衛権の行使にあたっては、密接な関係にある国が攻撃を受けた場合などの条件を提言し、集団的自衛権によって不測の事態を抑止するとの重要性を訴えている。13日にも安倍晋三首相に提出する。

〔2面〕「解釈変遷説明」、5面に報告書要旨

安保法制懇は報告書をまとめる契機として、中国が

軍事費を経済成長を上回る勢いで増加させている上、近隣海域で海洋進出を強め

ていることへの懸念を表明。さらに、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発など

日本を取り巻く安全保障環境が悪化していることなど

・公海における米艦防護

・米国に向かう弾道ミサイルの迎撃

・米国が武力攻撃を受けた場合の船舶検査など

・わが国近隣有事の際の船舶検査、米国への攻撃排除など

・国際的な平和活動における自衛隊の武器使用

・国連平和維持活動（PKO）に参加している他国への後方支援

・国際秩序の維持に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生した際の国連決定に基づく活動への参加

・わが国の船舶の航行に重大な影響を及ぼす海域における機雷の掃海

### ■ 安保法制懇が示す9事例

を挙げた。

憲法に関して、これまで

政府が自衛権などの中解釈を変更してきた変遷を解説。

集団的自衛権の「権利」を

保有しているが「行使」は

許されないとする政府見解

の課題のほか、環境や情勢

が大きく変化する中で解釈

変更が迫られている」とな

どを指摘する。

集団的自衛権と集団安全保障、武力攻撃に至らない

「グレーゾーン」事態について、平成20年の前回の報

告書に盛り込んだ4類型と

今回の安保法制懇で議論したケースを合わせ9事例を

列挙。日本の領海内からの退去に応じない潜水艦への対応などグレーゾーン事態では個別的自衛権として実

## 13日にも提出

を求める。

一方、集団的自衛権を行なう条件として①密接な関係にある国が攻撃を受けた場合②放置すれば日本の安全に大きな影響を及ぼす場合③当該国からの明示的な支援要請に加え、「国会の承認」を求める。事前承認が原則だが、弾道ミサイルへの対応など緊急時は事後承認でも可能にする。

手続きとして「首相の総

在外邦人の救出・保護について、その領域国との許可を得て妨害行為を排除するため、自衛隊の武器使用を可能にする」となどの必要性を指摘する。

## 政府方針も来週公表

菅義偉官房長官は8日の記者会見で、集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈見直しに関する「政府方針」を来週、「公表する」と

を明のかにした。政府関係者によると、政府の有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」が13日に報告書を提出。これを受けて、政府方針は16日に公表する」と軸に調整している。

菅氏は政府方針の内容について、「わが国を取り巻く安全保障環境が極めて厳しい中、どのよくな形で国民の生命、財産、国家安全を守れるかについて政府の考え方を示す」と説明した。

合意の判断」や「第三の国との同意」の必要性を指摘。地理的制限は求めない。集団安全保障では、自衛隊の行動に関してポジティブ（できる）こと、リストからネガティブ（できない）こと、リストへの転換を前提として、世界的な標準に合わせた武器使用の緩和を求めている。

報告書の骨子

**【集団的自衛権】**  
 ・憲法解釈を変更し、行使を容認  
 ・「密接な関係にある国が攻撃を受ける」「放置すれば日本の安全に大きな影響が出る」など、行使に向けた6条件を設定

**【集団安全保障】**  
 ・憲法解釈を変更し、国連安理会決議のある多国籍軍に参加

**【その他】**  
 ・武力攻撃に至らないグレーゾーン事態への法的対応

▼2面=首相・公明 埋まらぬ溝  
 安保法制懇の座長代理で、報告書の取りまとめ役の北岡伸一(国際大学長)が、報告書の内容を朝日新聞の取材に明らかにした。政府・与党は当初、報告書の提出を13日にする考えだったが、調整がつかず14日以降に先送りされる見通しだ。首相は報告書の内容を踏み、与党への検討事項をまとめた「政府方針」を来週中に示し、与党協議が始まることを条件とする。そのうえで、行使の手続きとして④

## 安保法制懇報告書が判明

# 集団的自衛権行使に6条件

## 具体事例10以上示す

安倍晋三首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)が首相に提出する報告書の内容が明らかになった。この報告書の中核部分であり、政府に集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更については、実際の行使にあたっては六つの条件を設けるよう提言する。報告書は米艦船の防護やミサイルの迎撃といった集団的自衛権行使などが必要だとする10以上の具体的な事例も挙げる。

た自民党の高村正彦副総裁によると、首相は報告書が提出された日に記者会見を開く予定という。

報告書では、他国への攻撃に自衛隊が一緒に反撃する集団的自衛権について、

1959年の「砂川事件」の最高裁判決を、行使容認の根拠の一つに挙げる。「(國)の存立を全うするために必要な自衛のための措置をとらう」とする判断を引き合いに、日本の存立に必要な自衛権の中に集団的自衛権も含まれると指摘する。

一方で、行使は、新たな6条件をすべて満たすこと前提にする。まず、①密接な関係にある国が攻撃を受ける②放置すれば日本の安全に大きな影響が出る③攻撃された国から行使を求める明らかな要請がある――の三つの事態が重なることを条件とする。そのうえ

首相が総合的に判断する⑤国会の承認を受ける必要がある、と定める。さらに⑥攻撃を受けた国とは別の国の領域を自衛隊が通る場合は、その国の許可を得ることも加える。

国連の加盟国が武力行使を行った国に一致して制裁を加える「集団安全保障」では、国連安全保障理事会の決議を受けた多国籍軍に、自衛隊が兵士の輸送や医療活動などの後方支援ができるように憲法解釈を変更するよう提言。具体的には、国際紛争を解決する手段としての武力行使を永久に放棄すると定める憲法9条1項のうち、「国際紛争」の解釈を「日本が当事者である国際紛争」と変更するよう求める。この変更をすれば、日本が当事国ではない国際紛争で自衛隊の海外派兵に憲法上の制約がな

まる。首相と9日に会談し

た自民党の高村正彦副総裁によると、首相は報告書が提出された日に記者会見を開く予定という。

報告書では、他国への攻撃に自衛隊が一緒に反撃する集団的自衛権について、1959年の「砂川事件」の最高裁判決を、行使容認の根拠の一つに挙げる。「(國)の存立を全うするために必要な自衛のための措置をとらう」とする判断を引き合いに、日本の存立に必要な自衛権の中に集団的自衛権も含まれると指摘する。

一方で、行使は、新たな6条件をすべて満たすこと前提にする。まず、①密接な関係にある国が攻撃を受ける②放置すれば日本の安全に大きな影響が出る③攻撃された国から行使を求める明らかな要請がある――の三つの事態が重なることを条件とする。そのうえで、行使の手続きとして④

(藏前勝久、園田耕司)